別添

第1号訪問事業(短期集中予防型サービスを除く。以下同じ。)及び第1号通所事業に要する費用の額は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)、令和3年3月15日厚生労働省告示第73号による改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)に準ずるものとする。

1 第1号訪問事業

イ 訪問型サービス費 I 1,176単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度)

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度)

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位

(要支援2 1月につき・週2回を超える程度)

ニ 訪問型サービス費IV【45分未満】 195単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合) ホ 訪問型サービス費IV【45~60分未満】 263単位

(事業対象者・要支援 $1 \cdot 2$ 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

へ 訪問型サービス費IV【60分以上】 268単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で3回までのサービスを行った場合)

ト 訪問型サービス費 V【45分未満】 195単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合) チ 訪問型サービス費V【45~60分未満】 263単位

(事業対象者・要支援 1・2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合) リ 訪問型サービス費 V 【60分以上】 272単位

(事業対象者・要支援 $1 \cdot 2$ 1回につき・1 月の中で全部で7回までのサービスを行った場合) ヌ 初回加算 + 200単位 (1 月につき)

ル 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算(I) + 100単位(1月につき)
- (2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) + 200単位 (1月につき)
- ヲ 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×137/1000(1月につき)
 - (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×100/1000 (1月につき)
 - (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位×55/1000 (1月につき)
 - (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の90/100 (1月につき)
 - (5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の80/100 (1月につき)
- ワ 介護職員特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員特定処遇改善加算(I) + 所定単位×63/1000(1月につき)
 - (2) 介護職員特定処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×42/1000 (1月につき)
- カ 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×24/1000 (1月につき)
- 注1 イに関わらず、二からへの各項目で定める回数までのサービスを行った場合は、二からへにより算定した単位数とする。ただし、二からへまでにより算定した単位数の合計がイを超える場合は、イを適用するものとする。
- 注2 ロに関わらず、トからリの各項目で定める回数までのサービスを行った場合は、トからリにより算定した単位数とする。ただし、トからリまでにより算定した単位数の合計がロを超える場合は、ロを適用するものとする。
- 注3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからワを算定しない。
- 注4 ルの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携 加算の取扱に準ずる。
- 注5 イからりまでについて、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対してサービスを行った場合は、所定単位数に90/100を乗じる。当該規定を適用する場合は、第19条に規定する支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数で算定する。なお、建物の定義については、令和3年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。
- 注6 ヲについて、所定単位はイからルまでにより算定した単位数の合計。なお、(1)から(3)は令和6年3月31日まで、(4)及び(5)は令和4年3月31日までの取扱いとする。
- 注7 ワについて、所定単位はイからルまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、
 - (1) の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算
 - (I) 又は(Π) を算定していることを要件とする。なお、(1) か(2) のいずれかの加算を

算定している場合において、一方の加算は算定しない。

- 注8 カについて、所定単位はイからルまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。
- 注9 介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、 支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 2 第1号通所事業

【通所介護相当型サービス(イ~二)】

イ 通所型サービス費 1 1,672単位

(事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度)

ロ 通所型サービス費 2 3,428単位

(要支援2 1月につき・週2回程度)

ハ 通所型サービス費1回数 384単位

(事業対象者・要支援1 1回につき・1月の中で全部で3回までのサービスを行った場合)

ニ 通所型サービス費2回数 395単位

(要支援2 1回につき・1月の中で全部で7回までのサービスを行った場合)

【時間短縮型サービス(ホ~チ)】

ホ 通所型サービス費/21 1,337単位

(事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度)

へ 通所型サービス費/22 2,742単位

(要支援2 1月につき・週2回程度)

ト 通所型サービス費/21回数 334単位

(事業対象者・要支援1 1回につき・1月の中で全部で3回までのサービスを行った場合)

チ 通所型サービス費/22回数 342単位

(要支援2 1回につき・1月の中で全部で7回までのサービスを行った場合)

- リ 生活機能向上グループ活動加算 + 100単位(1月につき)
- ヌ 運動器機能向上加算 + 225単位(1月につき)
- ル 若年性認知症利用者受入加算 + 240単位(1月につき)
- ヲ 栄養アセスメント加算 + 50単位(1月につき)
- ワ 栄養改善加算 + 200単位 (1月につき)
- カ 口腔機能向上加算
 - (1) 口腔機能向上加算 (I) + 150単位 (1月につき)
 - (2) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) + 160単位 (1月につき)
- ョ 選択的サービス複数実施加算

- (1) 選択的サービス複数実施加算(I)
 - ① 運動器機能向上及び栄養改善 + 480単位(1月につき)
 - ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 + 480単位(1月につき)
 - ③ 栄養改善及び口腔機能向上 + 480単位(1月につき)
- (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 + 700単位(1月につき)

- タ 事業所評価加算 + 120単位(1月につき)
- レ サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制強化加算(I)
 - ① 事業対象者・要支援1 + 88単位(1月につき)
 - ② 要支援2 + 176単位(1月につき)
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ① 事業対象者・要支援1 + 72単位(1月につき)
 - ② 要支援2 + 144単位(1月につき)
 - (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - ① 事業対象者・要支援1 + 24単位(1月につき)
 - ② 要支援2 + 48単位(1月につき)
- ソ 生活機能向上連携加算
 - (1) 生活機能向上連携加算(I) + 100単位(1月につき)
 - ※ 3月に1回を限度とする。
 - ※ 運動器機能向上加算を算定している場合は、算定しない。
 - (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) + 200単位(1月につき)
 - ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位(1月につき)
- ツ 口腔・栄養スクリーニング加算
 - (1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) + 20単位 (1回につき)
 - ※ 6月に1回を限度とする。
 - (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) + 5単位(1回につき)
 - ※ 6月に1回を限度とする。
- ネ 科学的介護推進体制加算 + 40単位(1月につき)
- ナ 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×59/1000 (1月につき)
 - (2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) + 所定単位×43/1000 (1月につき)
 - (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) + 所定単位×23/1000 (1月につき)
 - (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の90/100 (1月につき)

- (5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の80/100 (1月につき)
- ラ 介護職員特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員特定処遇改善加算 (I) + 所定単位×12/1000 (1月につき)
 - (2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位×10/1000(1月につき)
- ム 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位×11/1000 (1月につき)
- 注1 イに関わらず、ハで定める回数までのサービスを行った場合は、ハにより算定した単位数とする。
- 注2 ロに関わらず、二で定める回数までのサービスを行った場合は、二により算定した単位数とする。
- 注3 ホに関わらず、トで定める回数までのサービスを行った場合は、トにより算定した単位数とする。
- 注4 へに関わらず、チで定める回数までのサービスを行った場合は、チにより算定した単位数とする。
- 注 5 ハ、トを併用した場合で、ハ、トにより算定した単位数の合計がイを超える場合は、イを適用 するものとする。
- 注 6 二、チを併用した場合で、二、チにより算定した単位数の合計が口を超える場合は、口を適用 するものとする。
- 注7 イからチまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
- 注8 イからチまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/ 100を乗じる。
- 注9 イからチについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から事業所に通う者に通所型サービスを行う場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事業により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
 - (1) イ、ハ、ホ、トを算定している場合 376単位
 - (2) ロ、ニ、ヘ、チを算定している場合 752単位
- 注10 ルの算定用件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における若年性認知症利用 者受入加算の取扱に準ずる。
- 注11 ヲの算定用件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント 加算の取扱に準ずる。
- 注12 ワの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。
- 注13 カの算定用件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算

- の取扱に準ずる。
- 注14 レの算定用件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護におけるサービス提供体制 強化加算の取扱に準ずる。
- 注15 ソの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携 加算の取扱に準ずる。
- 注16 ツの算定要件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。
- 注17 ネの算定用件等については、令和3年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱いに準ずる。
- 注18 ナについて、所定単位はイからネまでにより算定した単位数の合計。なお、(1)から(3) は令和6年3月31日まで、(4)及び(5)は令和4年3月31日までの取扱いとする。
- 注19 ラについて、所定単位はイからネまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、
 - (1) の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定していることを要件とする。なお、(1) か(2) のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。
- 注20 ムについて、所定単位はイからネまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。
- 注21 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から事業所に通う者に通所型サービスを行う場合 並びにサービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算及び介護 職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。